

**100. 製品受領者との情報の伝達(第80条で準用する第29条関係)**

No	省令の条項	設問
259	第80条で準用する第29条	<p>製造業者等は、製品受領者との次に掲げる事項に係る情報の伝達のために実効性のある実施要領を明確にし、実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製品情報の伝達</li> <li>二 製品受領者との間における照会、確認、指示、連絡、報告及び取決めの取扱い(これらの変更を含む。)</li> <li>三 製品受領者の意見(苦情を含む。)</li> <li>四 第62条第2項に規定する通知書の発行及び実施</li> </ul>

**101. 設計開発計画(第80条で準用する第30条関係)**

No	省令の条項	設問
260	第80条で準用する第30条第1項	製造業者等は、製品の設計開発のための手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
261	第80条で準用する第30条第2項	製造業者等は、設計開発計画を策定するとともに、設計開発を管理しているか。

No	省令の条項	設問
262	第80条で準用する第30条第3項	<p>製造業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 設計開発の段階</li> <li>二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証、パリーデーション及び設計移管業務</li> <li>三 設計開発に係る部門及び職員の責任及び権限</li> </ul>

No	省令の条項	設問
263	第80条で準用する第30条第4項	製造業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理監督しているか。

No	省令の条項	設問
264	第80条で準用する第30条第5項	製造業者等は、設計開発計画を文書化し、設計開発の進行に応じ適切に更新しているか。

**102. 設計開発に係る工程入力情報(第80条で準用する第31条関係)**

No	省令の条項	設問
265	第80条で準用する第31条第1項	<p>製造業者等は、製品要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係る工程入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを保管しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 意図した使用方法又は操作方法に応じた、效能、効果、性能及び安全性に係る製品要求事項</li> <li>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発への工程入力情報として適用可能なものの</li> <li>三 第26条第5項のリスクマネジメントに係る工程出力情報</li> <li>四 法令の規定等</li> <li>五 その他設計開発に必須の要求事項</li> </ul>

No	省令の条項	設問
266	第80条で準用する第31条第2項	製造業者等は、設計開発に係る工程入力情報について、その妥当性を照査し、承認しているか。

#### 103. 設計開発に係る工程出力情報(第80条で準用する第32条関係)

No	省令の条項	設問
267	第80条で準用する第32条第1項	製造業者等は、設計開発に係る工程出力情報を、設計開発に係る工程入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しているか。

No	省令の条項	設問
268	第80条で準用する第32条第2項	製造業者等は、設計開発から工程の次の段階に進むことを許可するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係る工程出力情報を承認しているか。

No	省令の条項	設問
269	第80条で準用する第32条第3項	製造業者等は、設計開発に係る工程出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしているか。 一 設計開発に係る工程入力情報たる要求事項に適合するものであること。 二 購買、製造及びサービスの提供のために適切な情報を提供するものであること。 三 製造出荷可否決定基準を含むものであること。 四 製品の安全かつ適正な使用方法又は操作方法に不可欠な当該製品の特性を規定しているものであること。

No	省令の条項	設問
270	第80条で準用する第32条第4項	製造業者等は、設計開発に係る工程出力情報の記録を作成し、これを保管しているか。

#### 104. 設計開発照査(第80条で準用する第33条関係)

No	省令の条項	設問
271	第80条で準用する第33条第1項	製造業者等は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に定めた実施要領に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な設計開発照査を実施しているか。 一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

No	省令の条項	設問
272	第80条で準用する第33条第2項	製造業者等は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させているか。

No	省令の条項	設問
273	第80条で準用する第33条第3項	製造業者等は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を採った場合においては、その記録を作成し、これを保管しているか。

**105. 設計開発の検証(第80条で準用する第34条関係)**

No	省令の条項	設問
274	第80条で準用する第34条第1項	製造業者等は、設計開発に係る工程出力情報が当該設計開発に係る工程入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に定めた実施要領に従って検証を実施しているか。

No	省令の条項	設問
275	第80条で準用する第34条第2項	製造業者等は、第34条第1項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を採った場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを保管しているか。

**106. 設計開発バリデーション(第80条で準用する第35条関係)**

No	省令の条項	設問
276	第80条で準用する第35条第1項	製造業者等は、製品を、規定された性能、使用目的、効能若しくは効果又は意図した使用方法若しくは操作方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該製品に係る設計開発計画に定めた実施要領に従って、設計開発バリデーションを実施しているか。

No	省令の条項	設問
277	第80条で準用する第35条第2項	製造業者等は、製造所からの製品の出荷を行うに当たり、あらかじめ、設計開発バリデーションを完了しているか。(ただし、当該製品に係る医療機器の使用時の組立て若しくは設置の後でなければバリデーションを行うことができない場合においては、当該医療機器の使用者への受渡しまでに。)

No	省令の条項	設問
278	第80条で準用する第35条第3項	製造業者等は、設計開発バリデーションの結果の記録及び当該バリデーションの結果に基づき所要の措置を採った場合においてはその記録を作成し、これを保管しているか。

**107. 設計開発の変更の管理(第80条で準用する第36条関係)**

No	省令の条項	設問
279	第80条で準用する第36条第1項	製造業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
280	第80条で準用する第36条第2項	製造業者等は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及びバリデーションを適切に行い、許可しているか。

No	省令の条項	設問
281	第80条で準用する第36条第3項	製造業者等は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が構成部品等及び既に製造所から出荷された製品に及ぼす影響の評価を含むものとしているか。

No	省令の条項	設問
282	第80条で準用する第36条第4項	製造業者等は、第2項の規定による変更の照査の結果に係る記録(当該照査結果に基づき所要の措置を採った場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを保管しているか。

#### 108. 購買工程(第80条で準用する第37条関係)

No	省令の条項	設問
283	第80条で準用する第37条第1項	製造業者等は、購買物品が、購買物品要求事項に適合するようにするための手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
284	第80条で準用する第37条第2項	製造業者等は、購買物品の供給者及び購買物品に適用される管理の方法及び程度を、当該購買物品がその後の製品実現に係る工程又は製品に及ぼす影響に応じて定めているか。

No	省令の条項	設問
285	第80条で準用する第37条第3項	製造業者等は、購買物品要求事項に従って購買物品を供給する能力を根拠として、購買物品の供給者を評価し、選定しているか。

No	省令の条項	設問
286	第80条で準用する第37条第4項	製造業者等は、購買物品の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めているか。

No	省令の条項	設問
287	第80条で準用する第37条第5項	製造業者等は、第37条第3項の評価の結果に係る記録(当該評価結果に基づき所要の措置を採った場合においてはその記録を含む。)を作成し、これを保管しているか。

#### 109. 購買情報(第80条で準用する第38条関係)

No	省令の条項	設問
288	第80条で準用する第38条第1項	製造業者等は、他の方法によることが適切であることを文書により示すことができる場合を除き、購買情報に、次に掲げる購買物品要求事項を含めているか。 一 購買物品の出荷の可否の決定、購買物品の供給者の施設における手順、工程並びに設備及び器具に係る要求事項 二 購買物品の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項 三 購買物品の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項 四 その他購買物品に関し必要な事項

No	省令の条項	設問
289	第80条で準用する第38条第2項	製造業者等は、購買物品の供給者に対し購買情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該購買物品要求事項の妥当性を確認しているか。

No	省令の条項	設問
290	第80条で準用する第38条第3項	製造業者等は、第48条第2項の規定により手順書に定めた追跡可能性を確保した上で、関連の購買情報が記載された文書及び記録を作成し、これを保管しているか。

**110. 購買物品の検証(第80条で準用する第39条関係)**

No	省令の条項	設問
291	第80条で準用する第39条第1項	製造業者等は、購買物品が購買物品要求事項に適合しているようにするために必要な試験検査及びその他の業務を定め、実施しているか。

No	省令の条項	設問
292	第80条で準用する第39条第2項	製造業者等は、自ら又はその製品受領者が購買物品の供給者の施設において購買物品の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び購買物品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を前条の購買情報の中で明確にしているか。

No	省令の条項	設問
293	第80条で準用する第39条第3項	製造業者等は、第39条第2項の検証の記録を作成し、これを保管しているか。

**111. 製造及びサービス提供の管理(第80条で準用する第40条関係)**

No	省令の条項	設問
294	第80条で準用する第40条第1項	<p>製造業者等は、製造所における製造及びサービス提供について、計画を策定し、次に掲げる管理条件(当該製造所における製造の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。)の下で実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製品の特性を記述した情報が利用できる体制にあること。</li> <li>二 手順書、要求事項書、作業指図書並びに所要の参照試料及び参考試料測定に係る手順書が利用できる体制にあること。</li> <li>三 当該製造に見合う設備及び器具を使用していること。</li> <li>四 監視測定のための設備及び器具が利用できる体制にあり、かつ、当該設備及び器具を使用していること。</li> <li>五 第57条から第59条までの規定に基づき監視測定を実施していること。</li> <li>六 第2章の規定に基づき、工程の次の段階に進むことの許可、製造所からの製品の出荷の可否の決定、出荷及び出荷後業務を行っていること。</li> <li>七 手順書等に定められた包装及び表示に係る作業を実施していること。</li> </ul>

No	省令の条項	設問
295	第80条で準用する第40条第2項	製造業者等は、製品の各ロットについて、第48条第2項の規定により手順書に規定した程度の追跡を可能とし、かつ、製造数量及び製造所からの出荷決定数量を識別できるようにした記録を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
296	第80条で準用する第40条第3項	製造業者等は、第40条第2項の規定により作成したロットについての記録を検証し、承認しているか。

#### 112. 製品の清浄管理(第80条で準用する第41条関係)

No	省令の条項	設問
297	第80条で準用する第41条	<p>製造業者等は、その製品が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該製品の清浄に係る要求事項書を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該製造業者等が清浄を行った後に、滅菌又は使用若しくは操作がなされるもの</li> <li>二 当該製造業者等が未滅菌のまま供給をし、その後、清浄化工程を経て、滅菌又は使用若しくは操作がなされるもの</li> <li>三 当該製造業者等が未滅菌で使用又は操作がなされるものとして供給するものであって、使用又は操作中の清浄が重要であるもの</li> <li>四 当該製造業者等がその製造中に、製造用物質を除去することとしているもの</li> </ul>

#### 113. 附帯サービス業務(第80条で準用する第43条関係)

No	省令の条項	設問
298	第80条で準用する、第43条第1項	製造業者等は、附帯サービス業務の実施があらかじめ定められた要求事項である場合においては、当該要求事項への適合状況の検証及び当該業務の実施のために、手順書、作業指図書並びに所要の参考試料及び参考試料の測定に係る手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
299	第80条で準用する第43条第2項	製造業者等は、実施した附帯サービス業務の記録を作成し、これを保管しているか。

#### 114. 製造工程等のバリデーション(第80条で準用する第45条関係)

No	省令の条項	設問
300	第80条で準用する第45条第1項	製造業者等は、製造及びサービス提供に係る工程について、それ以降の監視測定では当該工程の結果たる工程出力情報を検証することができない場合(製品が使用若しくは操作され、又はサービスが提供された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、バリデーションを行っているか。

No	省令の条項	設問
301	第80条で準用する第45条第2項	製造業者等は、第45項第1項の工程が、第14条第1項の計画に定めた結果を得ることができるなどを、バリデーションによって実証しているか。

No	省令の条項	設問
302	第80条で準用する第45条第3項	<p>製造業者等は、第1項の規定によりバリデーションの対象とされた工程について、次に掲げる事項に係る実施要領を定めているか。ただし、当該工程の内容等から該当しないと認められる事項を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該工程の照査及び承認のための判定基準</li> <li>二 設備及び器具の承認及び職員の適格性の確認</li> <li>三 方法及び手順</li> <li>四 第九条に規定する記録に係る要求事項</li> <li>五 再バリデーション</li> </ul>

No	省令の条項	設問
303	第80条で準用する第45条第4項	製造業者等は、製品の製品要求事項への適合に影響を及ぼす製造及びサービス提供へのソフトウェアの適用（ソフトウェアに係る変更又はその適用に係る変更を含む。）のバリデーションに係る手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
304	第80条で準用する第45条第5項	製造業者等は、第45条第4項のソフトウェアの適用について、当該ソフトウェアの初回使用に当たり、あらかじめ、バリデーションを行っているか。

No	省令の条項	設問
305	第80条で準用する第45条第6項	製造業者等は、第45条第1項から第5項までに規定するバリデーションの記録を作成し、これを保管しているか。

#### 115. 識別(第80条で準用する第47条関係)

No	省令の条項	設問
306	第80条で準用する第47条第1項	製造業者等は、製品実現に係るすべての工程において、適切な手段により、製品を識別表示により区分しているか。

No	省令の条項	設問
307	第80条で準用する第47条第2項	製造業者等は、第47条第1項に規定する識別表示による区分に係る手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
308	第80条で準用する第47条第3項	製造業者等は、当該製造業者等に返却された製品を識別表示により適合製品から区分されるようにするための手順書を作成しているか。

#### 116. 追跡可能性の確保(第80条で準用する第48条関係)

No	省令の条項	設問
309	第80条で準用する第48条第1項	製造業者等は、追跡可能性の確保に係る手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
310	第80条で準用する第48条第2項	製造業者等は、第48条第1項の手順書において、製品ごとに、追跡可能性の確保の程度及びそのために必要な記録に係る要件を定めているか。

No	省令の条項	設問
311	第80条で準用する第48条第3項	製造業者等は、追跡可能性の確保が製品要求事項である場合においては、固有の識別表示による区分について、管理するとともに、記録を作成し、これを保管しているか。

**117. 製品の状態の識別(第80条で準用する第50条関係)**

No	省令の条項	設問
312	第80条で準用する第50条第1項	製造業者等は、監視測定に係る要求事項に照らして、製品の状態を識別表示により区分しているか。

No	省令の条項	設問
313	第80条で準用する第50条第2項	製造業者等は、試験検査に合格した製品のみが製造所から出荷され、使用若しくは操作され、又は設置されるようにするために、製品の状態の識別表示による区分を、製品の製造、保管、設置及び附帯サービス業務に係るすべての工程において維持しているか。

**118. 製品受領者の物品(第80条で準用する第51条関係)**

No	省令の条項	設問
314	第80条で準用する第51条第1項	製造業者等は、製品等に使用し、又は組み込むために提供された製品受領者の物品を識別表示により区分し、検証し、保護しているか。

No	省令の条項	設問
315	第80条で準用する第51条第2項	製造業者等は、第51条第1項の物品を紛失し、若しくは損傷した場合、又は使用に適さないことが判明した場合においては、製品受領者にその内容を報告するとともに、記録を作成し、これを保管しているか。

**119. 製品の保持(第80条で準用する第52条関係)**

No	省令の条項	設問
316	第80条で準用する第52条第1項	製造業者等は、製造所における製造から出荷までの間における製品の適合性の保持(識別表示による区分。取扱い、包装、保管及び保護を含む。)に係る手順書又は作業指図書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
317	第80条で準用する第52条第2項	製造業者等は、使用の期限が限定された製品又は特別な保管条件を要する製品の管理について、手順書又は作業指図書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
318	第80条で準用する第52条第3項	製造業者等は、第52条第2項の特別な保管条件について、管理するとともに、記録を作成し、これを保管しているか。

**120. 設備及び器具の管理(第80条で準用する第53条関係)**

No	省令の条項	設問
319	第80条で準用する第53条第1項	製造業者等は、製品の製品要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備及び器具を明確にしているか。

No	省令の条項	設問
320	第80条で準用する第53条第2項	製造業者等は、第53条第1項の監視測定について、実施可能で、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施されるようにするための手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
321	第80条で準用する第53条第3項	<p>製造業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備及び器具を、次に掲げる条件に適合するものとしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準(当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。)まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。</li> <li>二 所要の調整又は再調整がなされていること。</li> <li>三 校正の状態が明確になるよう、識別表示による区分がなされていること。</li> <li>四 監視測定結果を無効とする操作から保護されていること。</li> <li>五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</li> </ul>

No	省令の条項	設問
322	第80条で準用する第53条第4項	製造業者等は、監視測定のための設備及び器具の、監視測定に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定結果の妥当性を評価し、記録しているか。

No	省令の条項	設問
323	第80条で準用する第53条第5項	製造業者等は、第53条第4項の場合において、当該監視測定のための設備及び器具並びに前項の不適合により影響を受けた製品について、適切な措置を探っているか。

No	省令の条項	設問
324	第80条で準用する第53条第6項	製造業者等は、監視測定のための設備及び器具の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
325	第80条で準用する第53条第7項	製造業者等は、製品要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行っているか。

#### 121. 測定、分析及び改善(第80条で準用する第54条関係)

No	省令の条項	設問
326	第80条で準用する第54条	<p>製造業者等は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係る工程について、計画を策定し、実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製品の適合性を実証すること。</li> <li>二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。</li> </ul>

**122. 製品受領者の意見(第80条で準用する第55条関係)**

No	省令の条項	設問
327	第80条で準用する第55条第1項	製造業者等は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、製造所が製品受領者要求事項に適合しているかどうかについての情報を監視しているか。

No	省令の条項	設問
328	第80条で準用する第55条第2項	製造業者等は、第55条第1項の情報の入手及び活用に係る方法を明確にしているか。

No	省令の条項	設問
329	第80条で準用する第55条第3項	製造業者等は、製品の品質に係る問題について、早期に警告を発するための製品受領者の意見収集の仕組みに係る手順書並びには正措置及び予防措置に係る工程入力情報の提供に係る手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
330	第80条で準用する第55条第4項	製造業者等は、製造所からの製品の出荷後において得る知見の照査を、第55条第3項の意見収集の仕組みの一部としているか。

**123. 内部監査(第80条で準用する第56条関係)**

No	省令の条項	設問
331	第80条で準用する第56条第1項	製造業者等は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で内部監査を実施しているか。 一 製品実現計画に定めた実施要領、この省令の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。 二 実効性のある実施及び維持がなされていること。

No	省令の条項	設問
332	第80条で準用する第56条第2項	製造業者等は、内部監査の対象となる工程及び領域の状態及び重要性、並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しているか。

No	省令の条項	設問
333	第80条で準用する第56条第3項	製造業者等は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めているか。

No	省令の条項	設問
334	第80条で準用する第56条第4項	製造業者等は、内部監査員の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しているか。

No	省令の条項	設問
335	第80条で準用する第56条第5項	製造業者等は、内部監査員に自らの業務を内部監査させていないか。

No	省令の条項	設問
336	第80条で準用する第56条第6項	製造業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の保管について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めているか。

No	省令の条項	設問
337	第80条で準用する第56条第7項	製造業者等は、内部監査された領域に責任を有する管理監督者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく採らせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させているか。

#### 124. 工程の監視測定(第80条で準用する第57条関係)

No	省令の条項	設問
338	第80条で準用する第57条第1項	製造業者等は、工程の監視測定を行う場合においては、当該工程の監視測定に見合う監視測定の方法を適用しているか。

No	省令の条項	設問
339	第80条で準用する第57条第2項	製造業者等は、第57条第1項の監視測定の方法により、工程が第14条第1項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しているか。

No	省令の条項	設問
340	第80条で準用する第57条第3項	製造業者等は、第14条第1項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、製品の適合性を確保するために、修正及び是正措置を適切に採っているか。

#### 125. 製品の監視測定(第80条で準用する第58条関係)

No	省令の条項	設問
341	第80条で準用する第58条第1項	製造業者等は、製品が製品要求事項に適合していることを検証するため、製品の特性を監視測定しているか。

No	省令の条項	設問
342	第80条で準用する第58条第2項	製造業者等は、第58条第1項の監視測定を、製品実現計画に定めた実施要領及び第40条第1項第2号に規定する手順書に従つて、製品実現に係る工程の適切な段階において実施しているか。

No	省令の条項	設問
343	第80条で準用する第58条第3項	製造業者等は、製造出荷可否決定基準への適合性の証拠となる監視測定結果に係る記録等を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
344	第80条で準用する第58条第4項	製造業者等は、工程の次の段階に進むことの許可及び製造所からの製品の出荷の可否の決定を行った者を特定する記録を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
345	第80条で準用する第58条第5項	製造業者等は、製品実現計画に定めた実施要領に基づく監視測定を支障なく完了することなく、工程の次の段階に進むことの許可、製造所からの製品の出荷の可否の決定及びサービス提供を行っていないか。

126. 不適合製品の管理(第80条で準用する第60条関係)

No	省令の条項	設問
346	第80条で準用する第60条第1項	製造業者等は、不適合製品について、意図に反した使用若しくは操作又は製造所からの出荷を防ぐよう識別表示による区分がなされ、管理されているようにしているか。

No	省令の条項	設問
347	第80条で準用する第60条第2項	製造業者等は、不適合製品の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めているか。

No	省令の条項	設問
348	第80条で準用する第60条第3項	製造業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合製品を処理しているか。 一 発見された不適合を除去するための措置を探ること。 二 特別採用の下で、使用若しくは操作の許可、工程の次の段階に進むことの許可又は製造所からの出荷の決定を行うこと。 三 本来の意図された使用若しくは操作又は適用ができないようにするための措置を探ること。

No	省令の条項	設問
349	第80条で準用する第60条第4項	製造業者等は、法令の規定等に適合している場合においてのみ、特別採用による製造所からの製品の出荷がなされるようにしているか。

No	省令の条項	設問
350	第80条で準用する第60条第5項	製造業者等は、不適合製品の特別採用を行った場合においては、当該特別採用を許可した職員を特定する記録を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
351	第80条で準用する第60条第6項	製造業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して採られた措置(特別採用を含む。)の記録を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
352	第80条で準用する第60条第7項	製造業者等は、不適合製品に修正を行った場合においては、修正後の製品の製品要求事項への適合性を実証するための再検証を行っているか。

No	省令の条項	設問
353	第80条で準用する第60条第8項	製造業者等は、受渡しの後又は使用若しくは操作がなされた後に不適合製品を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を探っているか。

No	省令の条項	設問
354	第80条で準用する第60条第9項	製造業者等は、その製品について、製造し直すことが必要な場合においては、工程について、元の作業指図と同様の許可及び承認手続きにより新たな作業指図書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
355	第80条で準用する第60条第10項	製造業者等は、第60条第9項の許可及び承認を行うに当たり、あらかじめ、製造し直すことが製品に及ぼすあらゆる悪影響を明確にし、文書化しているか。

#### 127. データの分析(第80条で準用する第61条関係)

No	省令の条項	設問
356	第80条で準用する第61条第1項	製造業者等は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するために、並びにその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、分析するための手順書を作成しているか。

No	省令の条項	設問
357	第80条で準用する第61条第2項	製造業者等は、第61条第1項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得ているか。 一 第55条第3項の規定により作成した手順書に基づき収集する製品受領者の意見 二 製品要求事項への適合性 三 工程及び製品の特性及び傾向(予防措置を行う端緒となるものを含む。) 四 購買物品の供給者等

No	省令の条項	設問
358	第80条で準用する第61条第3項	製造業者等は、第61条第2項のデータの分析の結果に係る記録を作成し、これを保管しているか。

#### 128. 改善(第80条で準用する第62条関係)

No	省令の条項	設問
359	第80条で準用する第62条第1項	製造業者等は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正措置、予防措置及び管理監督者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項をすべて明らかにするとともに、当該変更を実施しているか。

No	省令の条項	設問
360	第80条で準用する第62条第2項	製造業者等は、通知書の発行及び実施に係る手順書を作成し、当該手順を隨時実施できるものとしているか。(製品受領者が、主体的に通知書を発行し、実施する場合において、通知書の発行に必要な情報を製品受領者に提供するときは、この限りでない。)

No	省令の条項	設問
361	第80条で準用する第62条第3項	製造業者等は、製品受領者の苦情について調査を行った場合においては、そのすべてに係る記録を作成し、これを保管しているか。

No	省令の条項	設問
362	第80条で準用する第62条第4項	製造業者等は、第62条第3項の調査の結果、当該製造業者等以外の者による業務が製品受領者の苦情の一因であることが明らかになった場合においては、関連情報を関係する当該者との間で相互に伝達しているか。

No	省令の条項	設問
363	第80条で準用する第62条第5項	製造業者等は、ある製品受領者の苦情について、それに基づく是正措置又は予防措置を行わないこととするときは、その理由について承認し、記録しているか。

No	省令の条項	設問
364	第80条で準用する第62条第6項	製造業者等は、製品に関し、施行規則第253条第1項各号の事項を知った場合において当該事項を製品受領者に通知するための手順書を作成しているか。

#### 129. 是正措置(第80条で準用する第63条関係)

No	省令の条項	設問
365	第80条で準用する第63条第1項	製造業者等は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正措置を探っているか。

No	省令の条項	設問
366	第80条で準用する第63条第2項	製造業者等は、次に掲げる要求事項を規定した是正措置手順書を作成しているか。 一 不適合の照査(製品受領者の苦情を含む。) 二 不適合の原因の明確化 三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価 四 所要のは是正措置(文書の更新を含む。)の明確化及び実施 五 是正措置に關し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき探った是正措置の結果の記録 六 探った是正措置及びその実効性についての照査

#### 130. 予防措置(第80条で準用する第64条関係)

No	省令の条項	設問
367	第80条で準用する第64条第1項	製造業者等は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防措置を明確にし、探っているか。

No	省令の条項	設問
368	第64条第2項	<p>製造業者等は、次に掲げる要求事項を定めた予防措置手順書を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 起こり得る不適合及びその原因の明確化</li><li>二 予防措置の必要性の評価</li><li>三 所要の予防措置の明確化及び実施</li><li>四 予防措置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき採った予防措置の結果の記録</li><li>五 採った予防措置及びその実効性についての照査</li></ul>

## V 体外診断用医薬品包装等製造業者等の製造所における製造管理及び品質管理

### 131. 製造管理者(第80条で準用する第65条関係)

No	省令の条項	設問
369	第80条で準用する第65条第1項	<p>製造管理者は、次に掲げる業務を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製造管理及び品質管理に係る業務を統括するとともに、製造管理及び品質管理の結果を適正に評価して製造所からの製品の出荷可否を決定すること。</li> <li>二 第68条及び第71条に規定する業務</li> <li>三 第70条第1項第2号の規定により報告を受けた文書により、内部監査が適切に行われていることを確認すること。</li> </ul>

No	省令の条項	設問
370	第80条で準用する第65条第2項	体外診断用医薬品包装等製造業者等は、製造管理者が業務を行うに当たって支障を生ずることがないようにしているか。

### 132. 製造管理及び品質管理に係る文書(第80条で準用する第66条関係)

No	省令の条項	設問
371	第80条で準用する第66条第1項	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、当該業務に関して製品ごとに、次に掲げる事項について記載した製品標準書を製造所ごとに作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 保管</li> <li>二 包装及び表示</li> <li>三 試験検査</li> <li>四 その他所要の事項</li> </ul>

No	省令の条項	設問
372	第80条で準用する第66条第2項	体外診断用医薬品包装等製造業者等は、第67条から第72条までに規定する業務を適切に行うため、製造管理及び品質管理、不適合製品の管理、是正措置、内部監査、教育訓練並びに文書及び記録の管理に係る手順書を製造所ごとに作成しているか。

### 133. 製造管理及び品質管理(第80条で準用する第67条関係)

No	省令の条項	設問
373	第80条で準用する第67条	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、製品標準書並びに製造管理及び品質管理に係る手順書に基づき、次に掲げる業務を適切に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製造管理における指示事項、注意事項その他所要の事項を記載した作業指図書を作成すること。</li> <li>二 第67条第1号の作業指図書に基づき作業を行うこと。</li> <li>三 製品の製造に係る記録を試験検査単位ごとに作成すること。</li> <li>四 製品の包装及び表示について試験検査単位ごとにそれが適正である旨を確認するとともに、その結果に係る記録を作成し、これを保管すること。</li> <li>五 製品については試験検査単位ごとに、資材については管理単位ごとに適正に保管し、出納を行うとともに、これらの記録を作成し、これを保管すること。</li> <li>六 資材について管理単位ごとに適正に試験検査を実施するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。</li> <li>七 構造設備を定期的に点検整備(計器の校正を含む。)するとと</li> </ul>

		<p>もに、その記録を作成し、これを保管すること。</p> <p>八 試験検査、保管及び出納に係る記録により、製造管理及び品質管理が適正に行われていることを確認するとともに、その結果を製造管理者に対して文書により報告すること。</p> <p>九 製造、試験検査、保管及び出納に係る記録を作成し、これを保管すること。</p> <p>十 その他所要の業務</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 134. 不適合製品の管理(第80条で準用する第68条関係)

No	省令の条項	設問
374	第80条で準用する第68条第1項	体外診断用医薬品包装等製造業者等は、第66条第2項に規定する不適合製品の管理の手順書に、不適合製品の処理に係る管理及びそれに関連する部門及び職員の責任及び権限を規定しているか。

No	省令の条項	設問
375	第80条で準用する第68条第2項	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、製造管理者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を適切に行わせているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 不適合製品が誤って使用され、又は受け渡されることを防ぐために、それらを識別表示により区分し、管理すること。</li> <li>二 不適合製品を適切に処理すること。</li> <li>三 不適合の内容及び不適合製品に対して採られた措置の記録を作成し、これを保管すること。</li> <li>四 製造所からの製品の出荷後に不適合製品が発見された場合においては、その不適合による影響又は起り得る影響に対し適切な措置を探ること。</li> </ul>

#### 135. 是正措置(第80条で準用する第69条関係)

No	省令の条項	設問
376	第80条で準用する第69条第1項	体外診断用医薬品包装等製造業者等は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正措置を探っているか。

No	省令の条項	設問
377	第80条で準用する第69条第2項	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、第66条第2項に規定する是正措置の手順書に、次に掲げる事項を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 不適合(製品受領者の苦情を含む。)の照査</li> <li>二 不適合の原因の明確化</li> <li>三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価</li> <li>四 所要のは是正措置(文書の更新を含む。)の明確化及び実施</li> <li>五 是正措置に關し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき採った是正措置の結果の記録</li> <li>六 採った是正措置及びその実効性についての照査</li> </ul>

**136. 内部監査(第80条で準用する第70条関係)**

No	省令の条項	設問
378	第80条で準用する第70条第1項	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を行わせているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製造所における製品の製造管理及び品質管理について定期的に内部監査を行うこと。</li> <li>二 内部監査の結果を製造管理者に対して文書により報告すること。</li> <li>三 内部監査の結果の記録を作成し、これを保管すること。</li> </ul>

No	省令の条項	設問
379	第80条で準用する第70条第2項	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、第70条第1項の内部監査の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管しているか。</p>

**137. 教育訓練(第80条で準用する第71条関係)**

No	省令の条項	設問
380	第80条で準用する第71条	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、あらかじめ指定した者に、手順書に基づき、次に掲げる業務を行わせているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 職員に対して、製造管理及び品質管理に係る教育訓練を計画的に実施すること。</li> <li>二 教育訓練の結果を製造管理者に対して文書により報告すること。</li> <li>三 教育訓練の実施の記録を作成し、これを保管すること。</li> </ul>

**138. 文書及び記録の管理(第80条で準用する第72条関係)**

No	省令の条項	設問
381	第80条で準用する第72条第1項	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、第3章に規定する文書又はその写しを、少なくとも一部、当該文書の廃止の日から5年間(ただし、当該体外診断用医薬品に関して有効期間の記載が義務づけられている場合であって、その有効期間に1年を加算した期間が5年より長い場合においては、教育訓練に係るものと除き、当該有効期間に1年を加算した期間)保管しているか。</p> <p>(製品の製造又は試験検査に用いた文書については、少なくとも次項に規定する当該製品に係る記録の保管の間において当該文書が利用できるよう保管することを足りる。)</p>

No	省令の条項	設問
382	第80条で準用する第72条第2項	<p>体外診断用医薬品包装等製造業者等は、第3章に規定する記録を、作成の日から5年間(ただし、当該体外診断用医薬品に関して有効期間の記載が義務づけられている場合であって、その有効期間に1年を加算した期間が5年より長い場合においては、教育訓練に係るものと除き、当該有効期間に1年を加算した期間)保管しているか。</p>

以上